

平成28年度 第5回庁議要旨

日時：平成28年6月6日（月）

午前9時～午前10時

会場：庁議室

[報告事項]

1 地域再生計画について（復興政策部）

平成28年4月20日に改正地域再生法が施行され、地方公共団体が行う自主的、自立的な取組を支援するため、地方公共団体が「地域再生計画」を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合、国の各種支援を受けることが可能となった。

そこで、新たに「地方創生推進交付金」及び「地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）」を地域再生計画に位置付けし、認定を受けることにより、地方創生にかかる取組みを推進させる。

(1) 主な内容

改正地域再生法において、新たに設けられた支援メニューのうち、地方創生推進交付金及び企業版ふるさと納税を位置付けた地域再生計画を新たに作成し、交流人口の拡大と雇用の創出に向け取り組んでいくもの。

【地方創生推進交付金関係】

① DMOによる広域連携（東松島市と連携）

少子高齢化と震災の影響により厳しい人口減少の局面に立たされている中で、人口の流出を抑制するとともに、地域の仕事を創出し、戦略的に観光分野を入口に地域情報の発信をしていく必要があることから、広域的な観光振興を推進するプラットフォームとして2市1町で石巻圏DMOを設立するとともに、それぞれの地域資源を活かした取組みを推進することで「交流人口の拡大」を実現する。

- (ア) ツール・ド・東北・グループライド
- (イ) 防災教育・修学旅行受入推進事業
- (ウ) 着地型観光推進事業
- (エ) DMO運営補助経費

② 自治体広域連携による「ローカルベンチャー」推進事業

(北海道厚真町、岩手県遠野市、岩手県釜石市、宮城県気仙沼市、岡山県西粟倉村、徳島県上勝町、宮崎県日南市 計7団体と連携)

[単独プログラム]

将来、起業や地域のリーダーとして活躍できる者を育成するための外部人材を活用した研修、講義等を行うとともに、地域との交流機会を提供し移住者の居場所を確保する。

また、これらを円滑に進めるために総合的な受付、相談、助言等を行う窓口としてコンシェルジュを設置し、生活していくために必要な情報提供や住家として改修した空き家等の提供を行い、中長期的な滞在を促進させる。

- (ア) (仮称) 石巻版松下村塾実施事業

- (イ) 石巻チャレンジワーキング事業
- (ウ) 空き家等活用事業
- (エ) コンシェルジュ設置事業
- (オ) 地域交流・定着支援事業
- (カ) 地域活躍支援推進事業

[連携プログラム]

既存の移住志望者だけでなく、ビジネス経験を有する起業型・経営型の人材を単独プログラムに活用し、地域の育力や起業家の成長環境を高める。

- (ア) ローカルベンチャー認知拡大事業
- (イ) ローカルベンチャースクール事業
- (ウ) ローカルベンチャー創出に向けた育成・支援力向上事業

【企業版ふるさと納税関係】

地方創生の取組を更に加速化させていくためには、地方公共団体が民間資金も活用して地方版総合戦略に基づく事業を積極的に実施していく必要がある。

① 交流人口拡大プロジェクト

交流人口拡大の核となる「(仮称)石巻市複合文化施設整備事業」や「防災マリーナ整備事業」、「教育旅行拠点魅力化プロジェクト」を実施し、交流人口の拡大を図るものである。

[充当事業]

- (ア) (仮称)石巻市複合文化施設整備事業
- (イ) 防災マリーナ整備事業
- (ウ) 教育旅行拠点魅力化プロジェクト

② 雇用創出拡大プロジェクト

地域包括ケアの推進に必要となる人材の確保や創業する事業者を支援し、本市産業の活性化及び雇用の確保を図るものである。

[充当事業]

- (ア) 奨学金返還支援事業
- (イ) 創業支援補助事業

(2) 今後の予定

- | | |
|---------------|-----------------------|
| 平成28年6月8日 | 地域再生計画及び実施計画の提出 |
| 平成28年7月末～8月上旬 | 地方創生応援税制に係る地域再生計画の認定 |
| 平成28年9月上旬 | 地方創生推進交付金に係る地域再生計画の認定 |
- ※地方創生推進交付金に係る地域再生計画の認定前に関係事業予算の議決が必要

2 建築基準法に基づく特定建築物の定期報告等について（建設部）

従来、劇場や百貨店、ホテル、病院、共同住宅、遊技場等の不特定多数の人々が利用する建築物・建築設備の定期報告等については、建築基準法で定められた一定の建築物等のうち、特定行政庁が特定建築物として指定し実施されていたが、特定行政庁で指定していない建築物等で火災や事故が多発した経緯がある。

こうしたことから、不特定多数の人々が利用し、特に安全性を確保する必要がある建築物等の適

正な維持・管理を図るため、建築基準法、同法施行令の改正に伴い、石巻市建築基準法施行細則を改正し、一律に特定建築物の定期報告を義務付け、定期調査・検査の対象にするなど定期報告制度の見直しを行うことにより、適正な維持・管理及び安全性の確保を図るものである。

(1) 主な内容

特定建築物に係る定期報告制度の主な改正点について

定期報告制度の見直しを行い、定期調査・検査等の対象が追加された。

- ① 特定建築物（不特定多数の方々を利用し、特に安全性を確保する必要がある建築物、建築設備及び防火設備）は、法令により一律に定期報告を義務付け、定期調査・検査の対象とする。なお、特定建築物については地域の実情に応じて、特定行政庁が追加で指定可能
- ② 火災時に煙や熱を感知して閉まる随時閉鎖式防火設備を新たに定期調査・検査の対象とする
※従前は特定建築物の付帯設備として取り扱われていたものが項目化された。
- ③ 小荷物専用昇降機は、設置されている建築物の用途や規模にかかわらず、定期調査・検査の対象とする。ただし、住戸内のみを昇降する昇降機は定期調査・検査の対象外とする

※建築基準法及び同法施行令の上記内容の改正に伴い、石巻市建築基準法施行細則の一部を改正した。（法令の改正内容に合わせた条文整理等）

(2) 今後の予定

平成28年6月1日～ 特定建築物の定期報告、定期調査・検査の実施

【定期報告の時期】 報告年：3年に1回

期 間：各用途区分に応じて定めた時期

以 上